平成２２年（フ）第１７６６号
東京都練馬区上石神井３丁目11―７
債務者　木賀加容子
１　決定年月日時　平成22年２月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月13日まで
５　免責審尋期日　平成22年４月13日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１８０４号
東京都狛江市西和泉１丁目６―106
債務者　佐藤美和子
１　決定年月日時　平成22年２月３日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月13日まで
５　免責審尋期日　平成22年４月13日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１８０６号
東京都荒川区東日暮里６丁目55―２―503
債務者　遠藤　賢二
１　決定年月日時　平成22年２月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月13日まで
５　免責審尋期日　平成22年４月13日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１８０７号
東京都荒川区東日暮里６丁目55―２―503
債務者　遠藤　清美
１　決定年月日時　平成22年２月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月13日まで
５　免責審尋期日　平成22年４月13日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１８６５号
千葉県白井市桜台２丁目４―３―405
債務者　藤田隆一郎
１　決定年月日時　平成22年２月３日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月13日まで
５　免責審尋期日　平成22年４月13日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１８７２号
東京都足立区足立３丁目18―10―104
債務者　石毛　麻美
１　決定年月日時　平成22年２月３日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月13日まで
５　免責審尋期日　平成22年４月13日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１８７３号
東京都板橋区本町39―２―707
債務者　宮田　伸明
１　決定年月日時　平成22年２月３日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月13日まで
５　免責審尋期日　平成22年４月13日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１９３７号
東京都世田谷区下馬１丁目27―４　第２井上マンション303
債務者　三宮　加乃
１　決定年月日時　平成22年２月３日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月13日まで
５　免責審尋期日　平成22年４月13日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１９３９号
東京都清瀬市中清戸４丁目847　中清戸４丁目アパート６―309
債務者　山本　悦子
１　決定年月日時　平成22年２月３日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月13日まで
５　免責審尋期日　平成22年４月13日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１９４３号
東京都足立区竹の塚１丁目20―２―401
債務者　森　　志富
１　決定年月日時　平成22年２月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月13日まで
５　免責審尋期日　平成22年４月13日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１９４４号
東京都江戸川区興宮町29―６―Ｂ101
債務者　平川　一樹
１　決定年月日時　平成22年２月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月13日まで
５　免責審尋期日　平成22年４月13日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１９５６号
東京都東大和市清水５丁目909―23
債務者　桐部　　猛
１　決定年月日時　平成22年２月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月13日まで
５　免責審尋期日　平成22年４月13日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１９９８号
東京都渋谷区幡ヶ谷３丁目62―１―103
債務者　大谷　　寿
１　決定年月日時　平成22年２月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月13日まで
５　免責審尋期日　平成22年４月13日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２００２号
東京都国立市富士見台３丁目17―３―11―410
債務者　染谷日佐子
１　決定年月日時　平成22年２月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月13日まで
５　免責審尋期日　平成22年４月13日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２００３号
東京都調布市小島町３丁目51―２―２―208
債務者　矢野由紀子
１　決定年月日時　平成22年２月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月13日まで
５　免責審尋期日　平成22年４月13日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２００４号
東京都八王子市大和田町７丁目17―16―101
債務者　川北　健治
１　決定年月日時　平成22年２月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月13日まで
５　免責審尋期日　平成22年４月13日午前10時
東京地方裁判所民事第20部